

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、平成２０年度定期監査の結果に基づき講じた措置について富津市長から通知があったので公表する。

平成２２年５月１４日

富津市監査委員　高　橋　聖

措置の内訳

○ 平成20年度 第1回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
企画財政部 情報課	<p>(2) 随意契約事務の適正化について</p> <p>随意契約事務の適正化については、一部改善が見られるものの未だ、随意契約の事由が記載されていないものや、その事由に適正を欠くもののほか、予定価格決定の積算根拠に不備な事例が見受けられるので、更なる適正化に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 根拠条文を採用した理由や業者選定を明確に整理する。・ 設計書作成にあたり積算基準や統一単価が設定されていないことから、精通した業者見積を参考とし、実例価格・需要の状況、履行の難易度など考慮して積算根拠を作成する。